

R 1 宮繕

鳴門総合運動公園 鳴・撫養 屋外トイレ解体工事

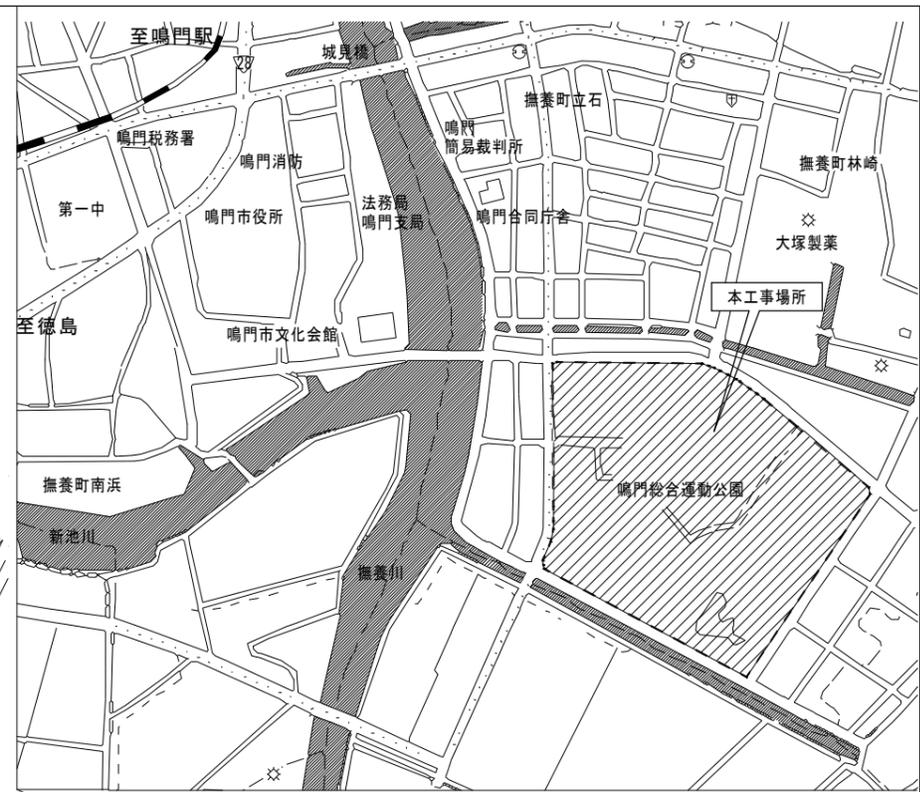
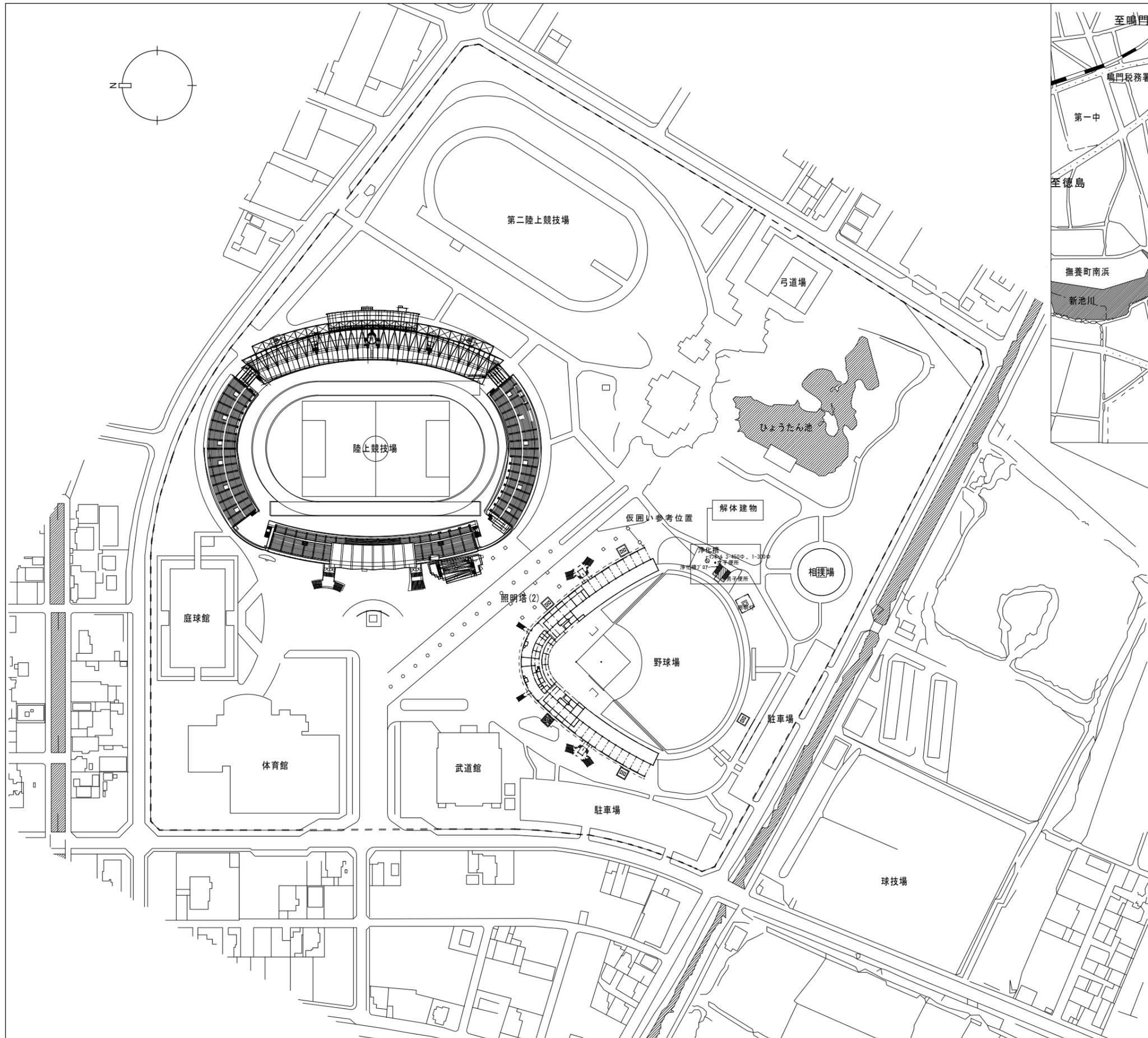
図面番号	図 面 名
B-001	特記仕様書 1
B-002	特記仕様書 2
B-003	特記仕様書 3
B-004	配置図・案内図（解体工事）
B-005	平面詳細図・立面図（解体工事）
B-006	断面詳細図（解体工事）
B-007	展開図（解体工事）
B-008	建具伏図・建具表（解体工事）
B-009	部分断面詳細図（解体工事）
B-010	基礎伏図・梁伏図・壁平面配筋図・スラブ配筋図・基礎配筋図（解体工事）
E-001	電気設備撤去図
W-001	管工事 平面詳細図（撤去図）

課 長	副 課 長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

I. 工事概要		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目		
1. 工事名称	R1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 屋外トイレ解体工事	2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員へ提出すること。</p>	5. 工事用資材	<p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p>	
2. 工事場所	鳴門市撫養町立岩	3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第1号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p>		<p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p>	
3. 工事種目	工事内容：屋外トイレ解体工事 構造規模：RC造平屋建 建築面積：42.00 床面積：42.00	4. 工事現場管理	<p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員へ提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員へ提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「5. 材料・製品等◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用しよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</p>	6. 施工	<p>◎現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に滞りないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>	
4. 工期	完成：平成 年 月 日 竣工：平成 年 月 日			7. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員へ提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p>	
II. 建築工事仕様書		章 項 目	特 記 事 項			
1. 適用基準等	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書 平成28年版 等</p> <p>◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の行事中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事においては、8時から17時までの間で行うこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式番号、同規模に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員へ提出するものとする。 ただし、同規模に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規模に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型式番号が分かる写真を監督員へ提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に15日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている○）義務付けられていない。 ・警備員は、延15人（昼15人、夜0人；うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員へ提出しなければならない。</p>		<p>◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの） ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p>			
		徳島県県土整備部営繕課	<p>● 工事名 R1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 屋外トイレ解体工事</p> <p>● 図面名 特記仕様書 1</p>	<p>● 図面番号 B-001</p> <p>● 縮尺 NON</p>	<p>● 図面番号 B-001</p> <p>● 縮尺 NON</p>	<p>株式会社 NSO 徳島県知事登録第21002号</p> <p>徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL. 088-636-2712 第86221号</p> <p>管理建築士</p>

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項														
	7. 周辺家屋等の対応	◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。																				
	8. 実施工程表、施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合仮設計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。																				
	9. 記録	◎電子納品：対象 ◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（A4・A3・A2・ 展 版） ・工事写真（写真帳1部（ 着 ・ 任 ・ 中 ・ 竣 工）、電子データ2部） ・使用材料一覧表（3部、うち電子データ2部） 写真帳は監督員から指示があった場合に提出 ・保全に関する資料 ◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。 ◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。																				
	9. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table border="1" data-bbox="409 919 1003 1024"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> (注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 ◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回					
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																				
3千万円未満	—	1回																				
3千万円以上5千万円未満	—	2回																				
5千万円以上1億円未満	1回	2回																				
1億円以上	2回	3回																				
	13. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。																				
		徳島県県土整備部営繕課				●工事名 R1宮精 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 屋外トイレ解体工事 建築	●図面番号 B-002	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理建築士													
						●図面名 特記仕様書2	●縮尺 NON															

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
2章 解体 仮設 工事	1. ベンチマーク	◎設計値の設定は、BM(現況地盤面)を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。	4. 事前措置	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、調査完了確認後1週間 頃とする。	◎上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(株式会社)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーヅン材を使用する生コンクリート	◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーヅン材を使用する生コンクリート		
	3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場(種類: 枠組、仕様: 枚布、D= 600mm、シート仕様: 防音) ・壁つなぎ間隔(水平方向: 8 m以下、鉛直方向: 9 m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。		◎解体前到大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、第一種特定製品の有無について、事前確認書により監督員に説明すること。 ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (○有 ・ 無) 備品等名称: 電磁流量計 保管場所 : 男子場外切符売場 注意事項 : 電磁流量計を取り外し、新築の屋外トイレに移設する(別途工事)			◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理(○有 無) 材料名() 処理方法()
	◎監督員事務所は(・ 設ける(面積 m ² 程度) ○設けない)	◎埋戻しは、(購入)土 ・ クラッシュラン ・ 再生クラッシュラン ・ 現場発生土 ・ 他工事の現場発生土)とする。 ◎混入する石の最大径は mm程度とする。 ◎埋戻し高さは、0± 0 とする。 ◎整地範囲は図示による。 ◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。		◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。				
4. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(○出来る ・ 出来ない)、電力料金(○有償 ・ 無償) ◎既存水利用(○出来る ・ 出来ない)、水料金(○有償 ・ 無償)	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、横仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 処分許可業者の会社名、所在地 処分地の所在地 運搬距離 処理単価(税抜き) ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。	◎特別管理産業廃棄物(無し) -処理方法() ◎特殊な建設副産物(無し) -処理方法() ◎特別管理産業物等の分析調査(・ 有 ○ 無し) ()				
5. 工事用車両駐車場	◎ 施設管理者と協議し決定すること。 その結果は営繕課担当者に報告すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎特別管理産業廃棄物等の分析調査(・ 有 ○ 無し) ()				
6. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎特別管理産業廃棄物等の分析調査(・ 有 ○ 無し) ()				
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
3章 解体 施工	1. 一般事項	◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空气中に飛散させてはならない。 ◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせつこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 工事の範囲	◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
4章 建設 廃棄物 の 処 置	1. 一般事項	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 工事の範囲	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
5章 特別 管理 産業 廃棄物 等 の 処 理 等	1. 施工調査	◎調査分析の結果、PCBを含む恐れのある機種は、養生の上、調査を添えて引き渡しとする。 ◎空調機等の撤去・処分を行う場合は、フロン類冷媒について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき回収及び破壊処理を行うこと。 ◎家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法に基づき処理すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 設備機器類	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
6章 設備 関係 の 処 理	1. 設備機器類	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 設備機器類	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
7章 設 備 関 係 の 処 理	1. 設備機器類	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 設備機器類	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
8章 管 理 建 築 士	1. 図面番号	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 縮尺	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
9章 管 理 建 築 士	1. 図面番号	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 縮尺	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
10章 管 理 建 築 士	1. 図面番号	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 縮尺	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
11章 管 理 建 築 士	1. 図面番号	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 縮尺	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
12章 管 理 建 築 士	1. 図面番号	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 縮尺	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
13章 管 理 建 築 士	1. 図面番号	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 縮尺	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
14章 管 理 建 築 士	1. 図面番号	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 縮尺	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
15章 管 理 建 築 士	1. 図面番号	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。
	2. 縮尺	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体掘削時に湧水があれば適切に処理をする事。前面道路に排水枒があるのでその枒に放流すること。	◎浄化槽解体		



附近見取図 S=1/NON

配置図 S=1/2000

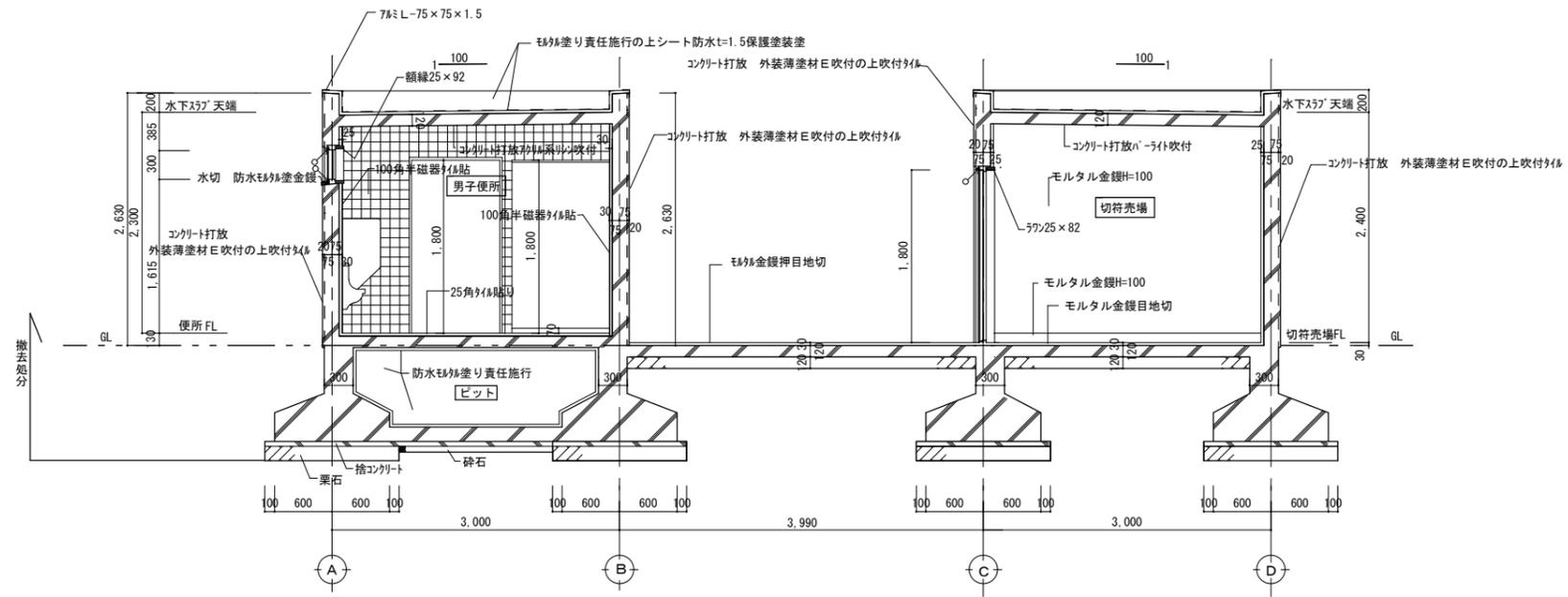
徳島県土木整備部営繕課

●工事名
R1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 屋外トイレ解体工事
●図面名
配置図・案内図（解体工事）

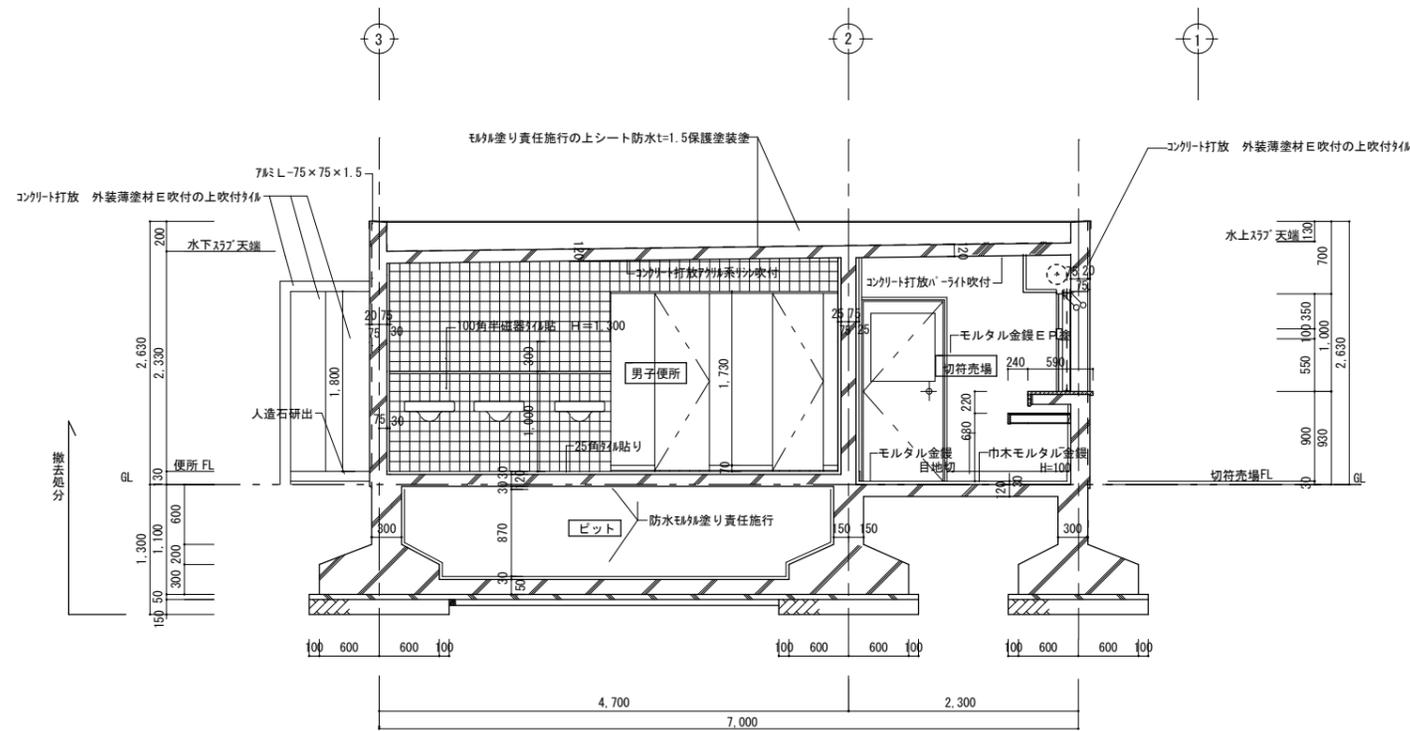
●図面番号
B-004
●縮尺
S=1/2000・NON

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市文六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士



断面詳細図 S=1/50



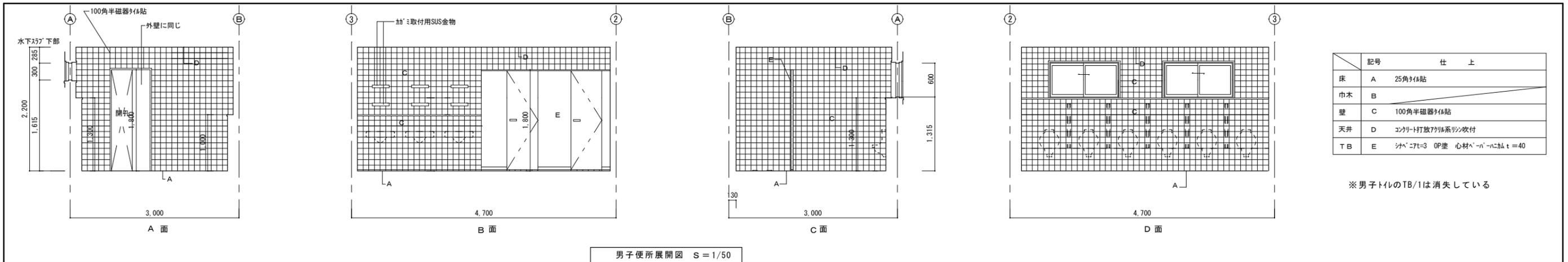
断面詳細図 S=1/50

徳島県県土整備部営繕課

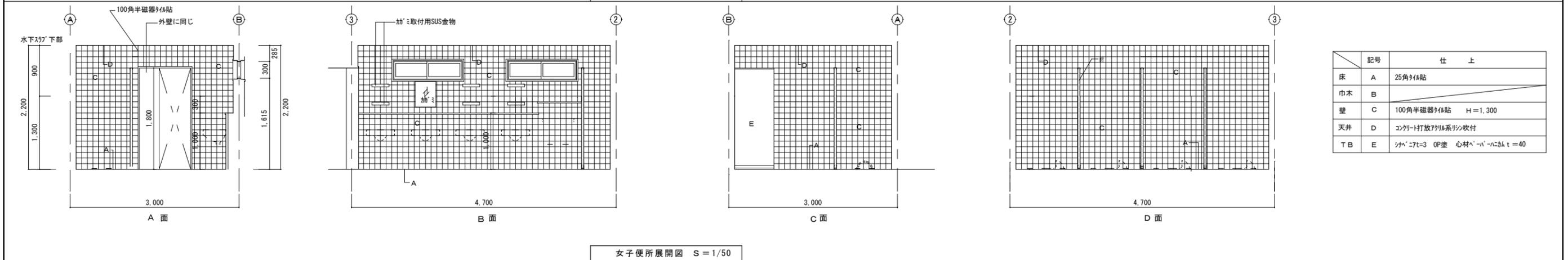
●工事名
R1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 屋外トイレ解体工事
●図面名
断面詳細図 (解体工事)

●図面番号
B-006
●縮尺
S=1/50

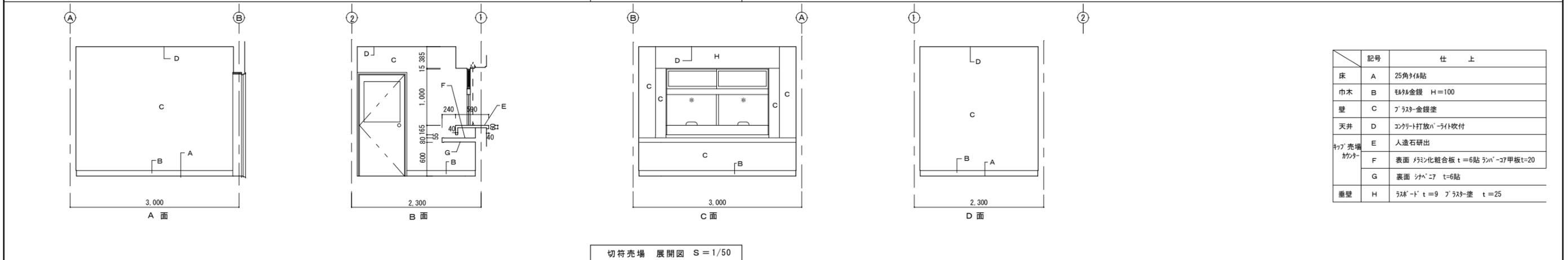
株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士
徳島市丈六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号



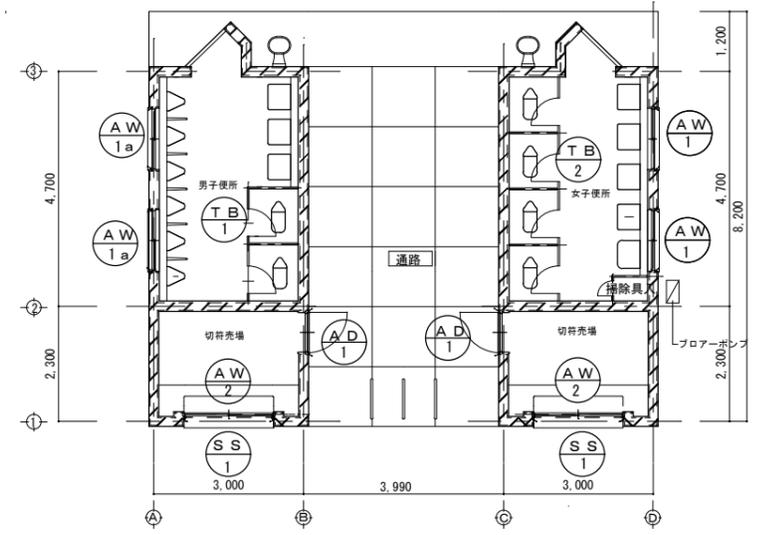
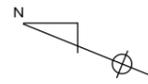
男子便所展開図 S=1/50



女子便所展開図 S=1/50



切符売場 展開図 S=1/50



建具伏図 S=1/100

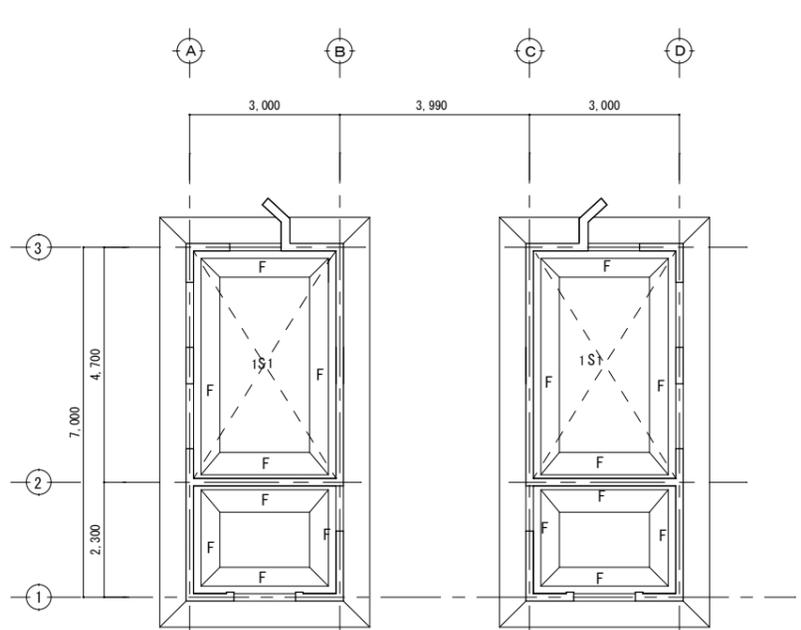
記号	AW1 アルミ引違窓	AW1a アルミ引違窓	AW2 アルミ引違段窓	AD1 アルミ片開扉ドア	SS1 軽量ハランスシャッター	TB1 トイレブース (男子便所は火災のために消失)	TB2 トイレブース
姿図							
室名 数量	女子便所 2	男子便所 2	切符売場 2	切符売場 2	切符売場 2	男子便所 1	女子便所 1
仕上 見込	アルミ 60	アルミ 60	アルミ 70	アルミ 60	スチル マリパイン仕上	心材(ベニヤ) シヤコ7 T1 OP塗	心材(ベニヤ) シヤコ7 T1 OP塗
ガラス	網入り型ガラス t=6.8	網入り型ガラス t=6.8	上部 トメイ t=3 下部 透明7mm板 t=6 半円孔パネツク入	アルミサンドイッチパネル t=3			
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	DC、付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考	AP付	AP付	サツ下部は7mm溝型W=30	AP付		天端金物SUS-1.8 #*ト: Y型隔金物SUS 荷物受SUS金物(扉に取付)	天端金物SUS-1.8 #*ト: Y型隔金物SUS 荷物受SUS金物(扉に取付)

凡例 (符号)

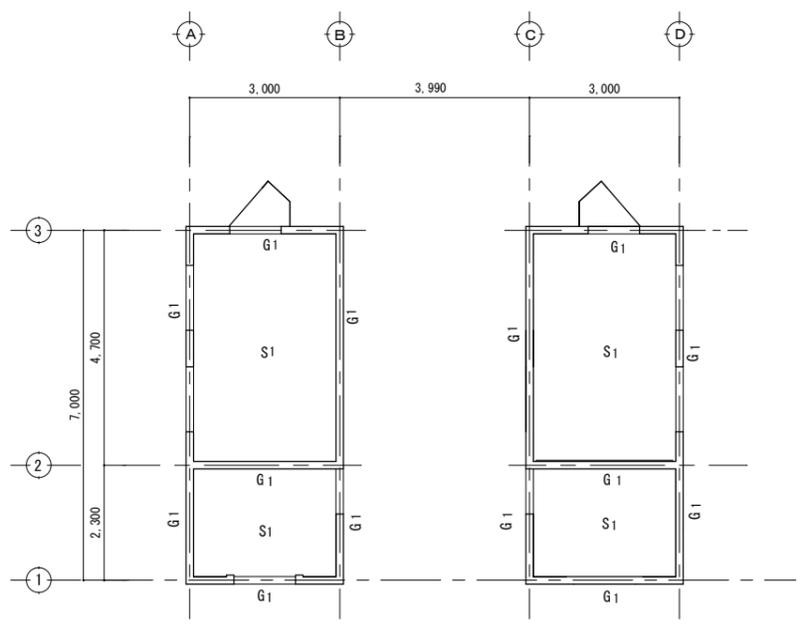
- | | | | | | | |
|----------------|-----------------|------------|--------------|--------------|------------------|--------------------|
| SD : スチール製ドア | SS : スチール製シャッター | FD : 板フスマ | PH : ピボットヒンジ | FL : フロートガラス | FW : 網入り型板ガラス | G : 熱線吸収板ガラス グレー |
| SSD : ステンレス製ドア | AG : アルミニウム製ガラリ | F : フスマ | FH : フローアヒンジ | F : 型板ガラス | GB : ガラスブロック | B : 熱線吸収板ガラス ブロンズ |
| AD : アルミニウム製ドア | WD : 木製ドア | P : 障子 | DC : ドアチェック | SG : スリガラス | ST : 学校向け強化ガラス | FL3・A6・FL3 : 複層ガラス |
| AW : アルミニウム製窓 | WW : 木製窓 | T : トイレブース | LH : レバーハンドル | PW : 網入り板ガラス | H : 熱線吸収板ガラス ブルー | (Aは空気層を示す) |

● 工事名 R1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 屋外トイレ解体工事	● 図面番号 B-008	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第21002号 徳島市丈六町18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712	● 縮尺 S=1/100	管理建築士
--	-----------------	---	-----------------	-------

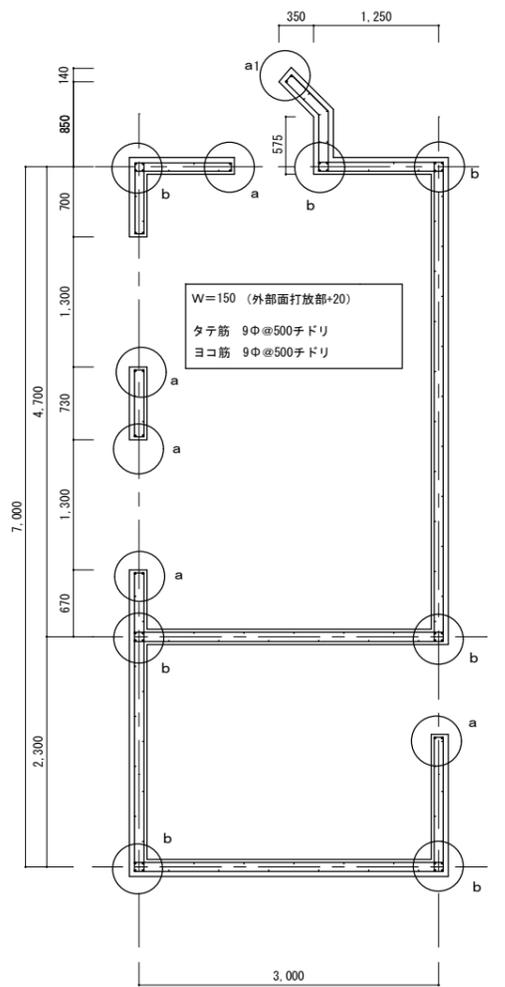
徳島県土木整備部営繕課



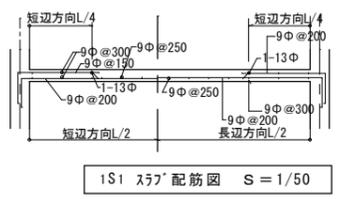
基礎伏図 S=1/100



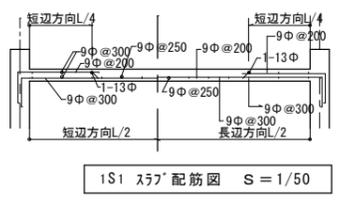
梁伏図 S=1/100



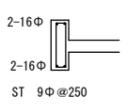
壁平面配筋図 S=1/50



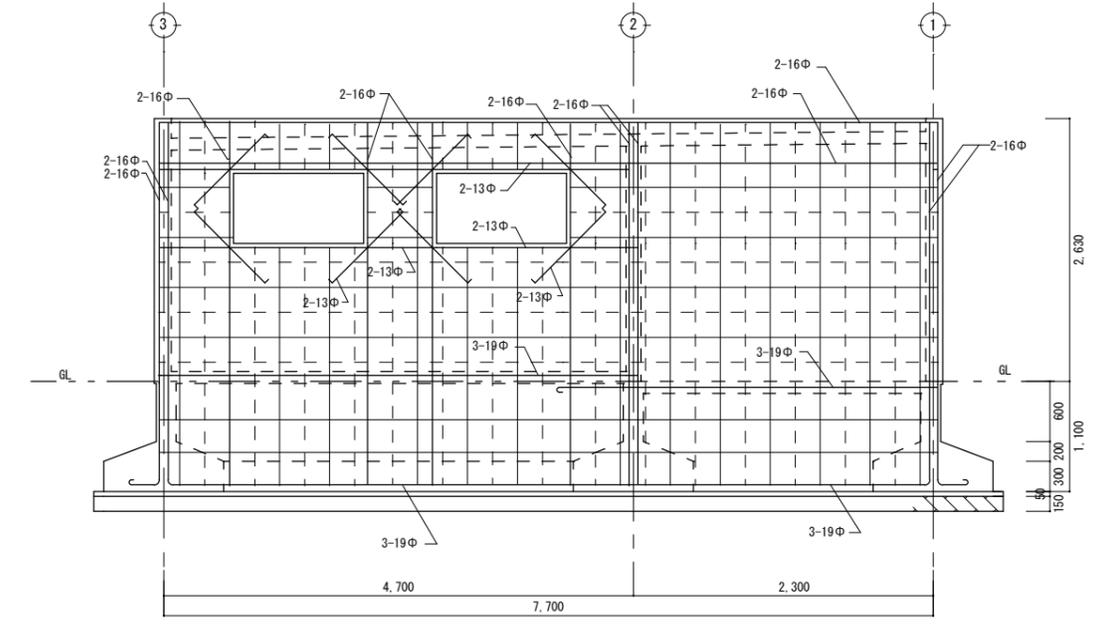
1S1 スラブ配筋図 S=1/50



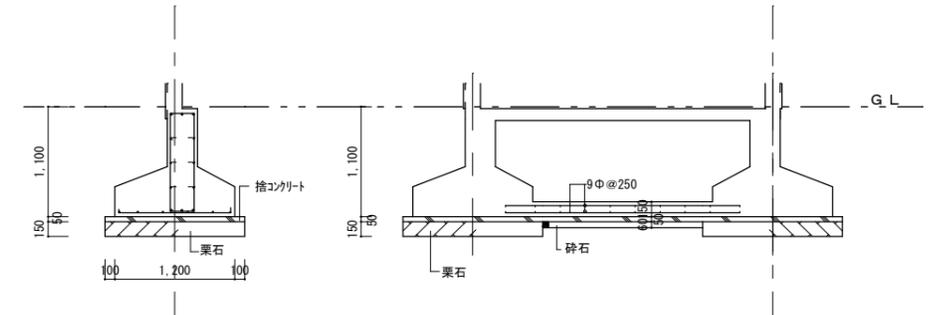
1S1 スラブ配筋図 S=1/50



G1 梁リスト S=1/50



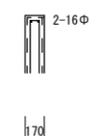
A通 壁配筋図 S=1/50



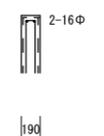
F 基礎配筋図 S=1/50

ピット部下部スラブ配筋図 S=1/50

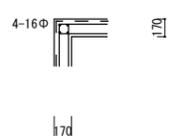
梁主筋 上端筋 3-D19
 下端筋 3-D19
 腹筋 3-9φ@250
 幅止筋 9φ
 ベース筋 12φ縦・横共ダブル@250



a 部壁コーナ配筋図 S=1/50

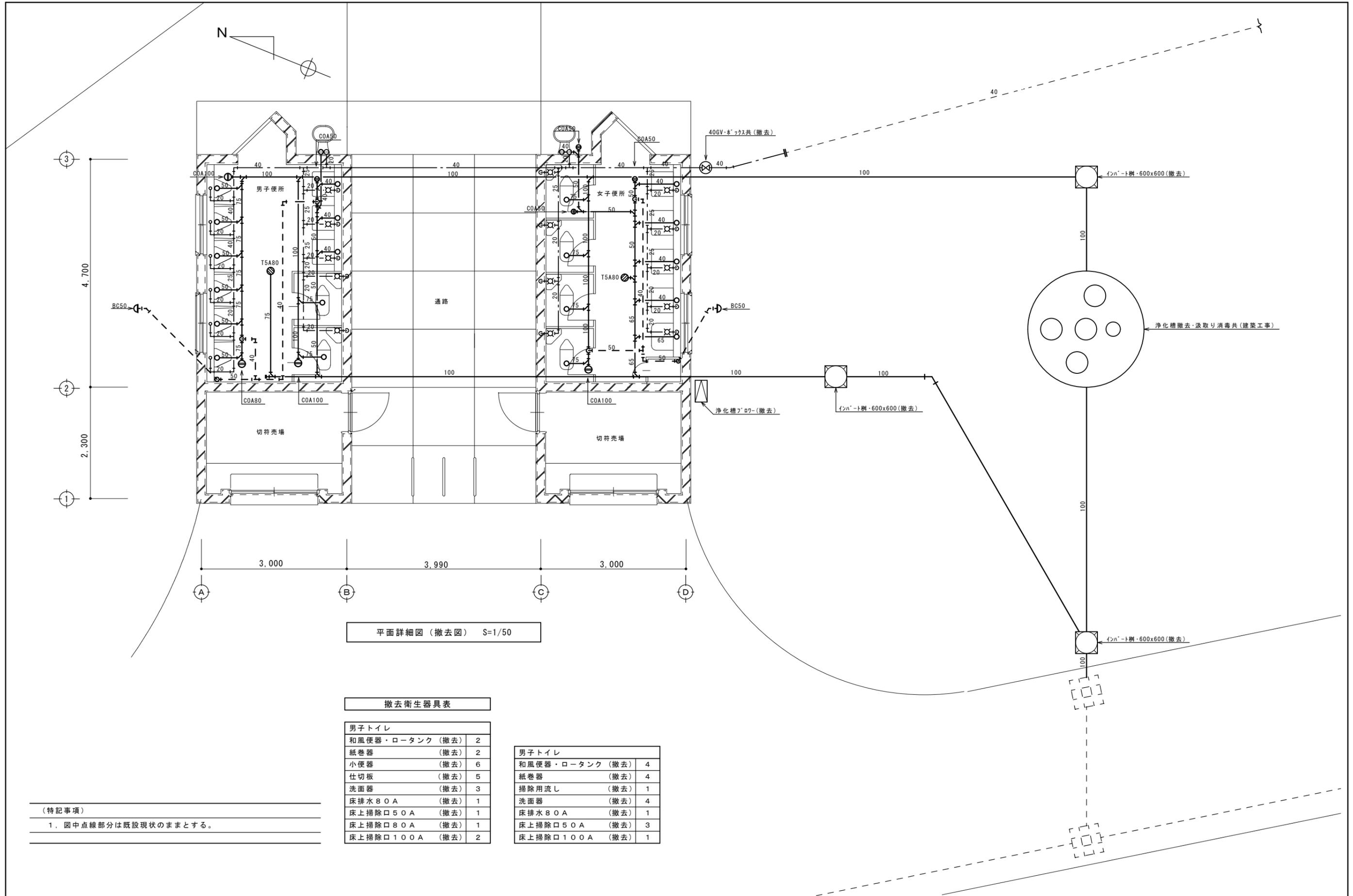


a1 部壁コーナ配筋図 S=1/50



b 部壁コーナ配筋図 S=1/50

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R1 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 屋外トイレ解体工事	●図面番号 B-010	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712	管理建築士 第86221号
	●図面名 基礎伏図・梁伏図・壁平面配筋図・スラブ配筋図・基礎配筋図 (解体工事)	●縮尺 S=1/50		



平面詳細図（撤去図） S=1/50

撤去衛生器具表

男子トイレ	
和風便器・ロータンク（撤去）	2
紙巻器（撤去）	2
小便器（撤去）	6
仕切板（撤去）	5
洗面器（撤去）	3
床排水80A（撤去）	1
床上掃除口50A（撤去）	1
床上掃除口80A（撤去）	1
床上掃除口100A（撤去）	2

男子トイレ	
和風便器・ロータンク（撤去）	4
紙巻器（撤去）	4
掃除用流し（撤去）	1
洗面器（撤去）	4
床排水80A（撤去）	1
床上掃除口50A（撤去）	3
床上掃除口100A（撤去）	1

（特記事項）
1. 図中点線部分は既設現状のままとする。